

「親子交流支援事業」を利用されるお父さん、お母さんへのご案内

はあとの親子交流支援事業は、父母だけでは親子交流を始めるのに不安や困難がある場合に東京都が支援するものです。ルールに則り、決められた支援内容に沿って行います。

支援の流れと支援内容（下記）を必ず父母双方で確認、合意の上、お申込みください。

父母間で「東京都の親子交流支援を受け、交流を行う」との合意が必要です。

支援の対象

次の条件を全て満たしている方が対象となります。

- ① 中学生までの子どもがいる。 ② 子どもと同居している親が都内に住所を有している。
- ③ 父・母の双方又はいずれかが児童扶養手当受給相当の所得水準であり、児童扶養手当受給相当の所得水準でないいずれかの父・母は、児童育成手当相当の所得水準である。
- ④ 子どもの連れ去り、配偶者暴力などの恐れがないこと。
- ⑤ 過去に本事業を利用していない。

支援の流れ

